

議会運営委員会日程

令和2年9月2日（水）

午前10時 502会議室

日程第1 意見書案について

- (1) 意見書案第9号 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による適正な財政措置を求める意見書

日程第2 9月3日（木）の本会議の運営について

【別紙「9月3日（木）の本会議の議事要領」による】

日程第3 新型コロナウイルス感染症に対応した決算審査特別委員会の運営について

日程第4 その他

意見書案第9号

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による適正な財政措置を
求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提
出いたします。

令和2年9月1日

川崎市議会議長 山崎直史様

提出者 川崎市議会議員 橋本 勝

” 山田晴彦

” 岩隈千尋

” 宗田裕之

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による適正な財政措置を求める意見書

国は、本年5月に、緊急事態措置を実施する必要がなくなったとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定により、緊急事態が終了した旨を宣言したが、その後も全国における新型コロナウイルス感染症の感染者数は増加しており、1日当たり1,000人を超える日もあるなど収束する気配が見えない。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の拡大により病院の経営状況が悪化しており、日本病院会等による調査によれば、感染症の患者を受け入れた病院の8割以上が赤字になるなど、受入れに積極的に取り組む病院ほど経営状況が厳しくなっているため、速やかな支援が必要となっている。

国は、都道府県が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要な医療体制の整備のために、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の制度を創設し、第一次補正予算の医療分として約1,490億円を確保したが、6月に成立した第二次補正予算の医療分として約1兆6,279億円に抜本的に拡充され、広域行政としての医療を担う神奈川県への交付決定額についても大幅に増額された。

本市においては、感染拡大に伴い増加した患者の受入れを行う専用病床を最短期間で確保するため、国や県の支援事業以外にも新型コロナウイルス感染症患者の積極的な受入れに係る支援金や、施設・設備整備に係る支援金などについて補正予算が成立したところであるが、確保した医療提供体制を適切に維持・運用していくためには、当該交付金の活用を含め、県による十分な財政措置が不可欠である。

よって、県におかれては、当該交付金について、各自治体が行う新型コロナウイルス感染症対策に必要な額を適正に配分するとともに、市内の医療機関に速やかに交付するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

9月3日（木）の本会議の議事要領

1

日程第1 分割議決議案1件を上程

議案第152号 令和2年度川崎市一般会計補正予算

(1) 委員長報告（日程第1の議案1件）

総務委員長からの報告

～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 討論

(3) 採決

議案第152号を起立により採決

2

日程第2

意見書案第9号 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による適正な財政措置を求める意見書案の提出について

[上程、書記朗読等を省略し、直ちに起立により採決]

令和2年第5回川崎市議会定例会
議事日程第2号

令和2年9月3日(木)
午前10時 開 議

第 1

議案第152号 令和2年度川崎市一般会計補正予算

第 2

意見書案第9号 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による適正な財政措置を求める意見書

令和2年9月1日

川崎市議会議長
山崎直史様

総務委員長
河野ゆかり

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第152号 令和2年度川崎市一般会計補正予算

（原案可決）

代表討論（分割議案） 通告書

令和2年9月1日

川崎市議会議長 様

会 派 名 日本共産党

討論者氏名 小堀 祥子

時 間 約 10 分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	
賛 成 討 論	議案第152号 令和2年度川崎市一般会計補正予算
報 告	



<市議会における新型コロナウイルス感染症に関する対応>

【協議事項】

決算審査特別委員会における感染予防のための取組・対応について

《全体会における取扱い》

1 議員の出席等について

これまでの本会議における取組と同様に対応することとし、全委員が出席した状態で委員会を開会し、選挙、議案の採決に係る議事等は全委員が委員会に出席する。

それ以外の議事は、半数を超える委員の出席とし、休憩ごとに交代する。この場合、議場では、各委員が1席ずつ間隔を空けて着席した状態で議事を進める。

議場に出席していない委員は、控室にてインターネット議会中継を視聴するものとするが、議場の傍聴席において傍聴することも可とする。

① 全体会第1日（9月14日）

全委員が出席した状態で委員会を開会し、正副委員長の互選の終了後に小休憩とする。

再開後は、半数を超える委員の出席とし、その後の議事（傍聴の許可、決算等議案の説明、分科会設置等）を進める。

② 全体会第2日（10月5日）

全委員が本会議場の自席に着席した状態で会議を開き、分科会報告の後、小休憩とする。

再開後は、半数を超える委員の出席とし、総括質疑を行う。

なお、無所属議員については、当日の発言順序に応じて、委員会開催中に出席委員の交代を適宜行う。

総括質疑の終了後、小休憩とし、再開後は、全委員が出席した状態で採決を行う。

2 説明員の出席

市長、副市長、総務企画局長、財政局長、代表監査委員、監査事務局長は、全ての委員会に出席する。

代表監査委員を除く監査委員については、総括質疑に1名ずつ交代により出席するとともに、総括質疑の発言通告があった監査委員は、当該質問時に出席する。総括質疑以外の議事（正副委員長互選、決算等議案の説明、分科会報告、採決等）については、監査委員全員が出席する。

それ以外の説明員は、総括質疑の発言通告があった説明員が、当該質問時に出席する。

通告があった場合のみ出席する説明員は、当該委員の質問に入る前までに入場し、当該委員の質問終了後に退場する。

説明員は1席ずつ間隔を空けて着席するが、議場内の座席数に限りがあるため、通告の状況によっては、通告があった場合のみ出席する説明員は、発言委員ごとに着席場所が変動することがある。その際、氏名標については、説明員が自身の役職が表示された氏名標のカバーを持参する。

3 発言場所

① 正副委員長の就任挨拶、決算等議案の説明
通常どおり、登壇により実施する。

② 総括質疑（各会派）

感染予防の観点及び座席に変更が生じた状況でのマイク選択並びにカメラ操作を円滑に行う観点から、通常の自席でなく、代表質問での取扱いと同様に質問、答弁のいずれも登壇で実施する。再質問以降についても登壇とする。ただし、質問の終了を宣言するのみの発言については、自席で行うことを可とする。

③ 総括質疑（無所属議員）

質疑、答弁の回数が比較的多くなるため、質疑が円滑に行えるよう、一般質問での取扱いと同様に、委員は登壇ではなく自席で発言する。

なお、議場では、各委員が1席ずつ間隔を空けて着席した状態で総括質疑を行うため、委員の発言場所は、通常空席となっている座席の活用も含め、自席ではない座席で発言することがあり、その対応は委員相互で調整する。

また、説明員は着席している席で発言する。

4 その他の取扱い

① 議場音声操作及びインターネット中継への対応

通常の着席位置ではない発言者の場合、オペレーターのマイク及びカメラの選択の操作が通常と異なり、インターネット中継におけるテロップ表示に若干のタイムラグが生じるが、できるだけ円滑な運用となるようにオペレーターが対応する。

② 速記者の着席位置

速記者については、演壇との距離を取るため、演壇での発言があるときは、速記席ではなく指定された理事者席の空席に着席する。

《分科会における取扱い》

これまでの常任委員会における対応と同様に、感染予防のため次の取扱いとする。

① 間隔をあけた分科会の座席

1つの机に2人がけとするなど、出席者の間の距離を適切に確保する。

理事者の出席者が多数となるときは、従前と同様に理事者の一部交代を適宜行うことにより対応する。

② 適切な換気の実施

分科会開催中に、適宜、小休憩を取り定期的に換気を行う。